

議案第90号

松阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

松阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

令和元年10月3日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会計年度任用職員 法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（法第5条に規定する単純な労務に雇用される者及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員を除く。）のうち、法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員をいう。

(2) 給与 報酬及び期末手当をいう。

(口座振替の方法による支給)

第3条 給与は、会計年度任用職員から申出があるときは、口座振替の方法によりこれを支給することができる。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第4条 松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号。以下「給与条例」という。）第2条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(報酬の額)

第5条 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

2 月額の報酬を受ける会計年度任用職員の報酬は、勤務1か月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。ただし、医師及び歯科医師については別表の規定にかかわらず、月額1,500,000円を上限額とする。

3 日額の報酬を受ける会計年度任用職員の報酬は、勤務1日につき、別表に掲げる

職種の区分に応じ、同表に定める月額を 21 で除して得た額に、その者について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

- 4 時間額の報酬を受ける会計年度任用職員の報酬は、勤務 1 時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を 162.75 で除して得た額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。
- 5 報酬の額は、会計年度任用職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、一般職の常勤の職員の給与との均衡を考慮して定めなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、給与条例に規定する地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

(期末手当)

第 6 条 期末手当は、任期の定めが 6 か月以上の会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）であって、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 50 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60
- (4) 3 か月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額とする。

4 任期の定めが 6 か月に満たない会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が 6 か月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、第 1 項に規定する任期の定めが 6 か月以上の会計年度任用職員とみなす。

5 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6 か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が 6 か月以上に至ったときは、第 1 項の任期の定めが 6 か月以上の会計年度任用職員とみなす。

6 期末手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける

職員の例による。

7 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第7条 前2条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、一般職の常勤の職員との均衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(通勤に係る費用弁償)

第8条 会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給方法等に関し必要な事項は、一般職の常勤の職員に支給される通勤手当との均衡を考慮して規則で定める。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第9条 会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、松阪市職員の旅費に関する条例(平成17年松阪市条例第63号)の例による。

(給与の減額)

第10条 会計年度任用職員の給与の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、規則で定める。

(支給)

第11条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給については、第5条から前条までに規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

職種	報酬の上限額
薬剤師、技師及び栄養士その他規則で定める職(病院に勤務するものに限る。)	給与条例別表第2イに規定する医療職給料表(2)4級の最高号給の給料月額
看護師その他規則で定める職(病院に勤務するものに限る。)	給与条例別表第2ウに規定する医療職給料表(3)4級の最高号給の給料月額
前記以外の職	給与条例別表第1アに規定する行政職給料表(1)4級の最高号給の給料月額